

狭山市本人通知制度事前登録(変更・廃止)届出書

年 月 日

(あて先) 狭山市長

届出人(窓口に来た人)

住 所			
氏 名			
届出人の区分	1 本人	2 法定代理人	3 法定代理人以外の代理人
連 絡 先	自宅	携帯	その他 ()

狭山市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第6条第1項の規定に基づき、事前登録の(内容の変更・廃止)を次のとおり届け出ます。

事前登録者の氏名	フリガナ

変更の場合は、次の欄に変更後の内容を記入してください。

変 更 内 容	氏 名 ・ 住 所 ・ 本 籍 ・ その他 ()
変 更 前	
変 更 後	

注 申請の際に次の書類を提出又は提示してください。

- (1) あなたが本人であることを証明する書類
- (2) あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類
- (3) あなたが法定代理人以外の代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類(委任状等)
- (4) 通知の送付先を事前登録者の住民登録地以外の場所に指定する場合は、併せてその理由及び送付先とする場所を明らかにする書類

次の欄は、記入しないでください。

受付	登録	本人確認書類	その他確認事項	備考
		住民基本台帳カード 旅券 運転免許証 その他()	戸籍(親権) 登記事項証明(法定代理) その他()	公簿確認() 発行停止 戸籍ロック

狭山市本人通知制度事前登録（変更・廃止）届出書について

- 1 この届出書は、狭山市本人通知制度に登録をした者（以下「事前登録者」という。）に係る登録内容に変更があったとき又は登録を廃止しようとするときに使用するものです。
- 2 この届を提出しようとする人（以下「届出人」という。）は、この届出書に必要事項を記入の上、届出人本人であることが確認できる書類（写真付き住民基本台帳カード、旅券、運転免許証その他本人であることを証するため市長が適当と認める書類。以下「本人確認資料」という。）を提示又は提出してください。
- 3 代理人により届出をする場合は、前項に加え代理の事実がわかる書類（法定代理人の場合は戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類、その他の代理人の場合は委任状）を提示又は提出してください。
- 4 郵便又は信書便により届出をするときは、この届出書に必要事項を記入の上、本人確認資料の写し及び返信用封筒（あて名を記載し、返送に要する切手を貼ったもの）を同封してください。
- 5 この届出書を提出する前に登録が廃止されているときは、この届出書を提出することはできません。
- 6 この届出書により登録を廃止したときは、届出日の前日までに通知書を発送すべき事案がなければ、届出日をもって通知書の送付を停止します。